

(第一類 第四号)

第一回國會 司 法 委 員 会 議 録 第 六 十 三 号

昭和二十二年十一月二十七日(木曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 石川金次郎君 理事 磯谷 良作君

井伊 誠一君 池谷 信一君

柳原 千代君 中村 俊夫君

中村 又一君 吉田 安君

北浦幸太郎君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 大島 多藏君

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

出席府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

司法次官 佐藤 藤三君

司法事務官 岡咲 恕一君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

十二月二十五日

國の利害に關係のある訴訟について
の最高法務總裁の權限等に関する法
律案(内閣提出)(第一二五號)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

最高法務廳設置法案(内閣提出)(第
一〇七號)

國の利害に關係のある訴訟について
の最高法務總裁の權限等に関する法
律案(内閣提出)(第一二五號)

○松永委員長 會議を開きます。

最高法務廳設置法案、國の利害に關

係のある訴訟についての最高法務總裁
の權限等に関する法律案の兩案を一括
議題といたします。まず國の利害に關

係のある訴訟についての最高法務總裁
の權限等に関する法律案について政府
の説明を願います。鈴木司法大臣。

國の利害に關係のある訴訟につ
いての最高法務總裁の權限等に
關する法律案

第一條 國を當事者又は參加人とする
訴訟については、最高法務總裁
が、國を代表する。

第二條 最高法務總裁は、所部の職
員でその指定するものに前條の訴
訟を行わせることができる。

最高法務總裁は、行政廳の所管
し、又は監督する事務に係る前條
の訴訟について、必要があると認
めるときは、當該行政廳の意見を
聽いた上、當該行政廳の職員で最
高法務總裁の指定するものにその
訴訟を行わせることができる。こ
の場合には、指定された者は、そ
の訴訟については、最高法務總裁
の指揮を受けるものとする。

第三條 前條の規定は、最高法務總
裁が辯護士を訴訟代理人に選任
し、第一條の訴訟を行わせること
を妨げない。

第四條 最高法務總裁は、國の利害
又は公共の福祉に重大な關係のあ
る訴訟において、裁判所の許可を
得て、裁判所に對し、自ら意見を
述べ、又はその指定する所部の職
員に意見を述べさせることができ
る。

第五條 行政廳は、所部の職員でそ
の指定するものに行政廳を當時者

又は參加人とする訴訟を行わせる
ことができる。
前項の規定は、行政廳が辯護士
を訴訟代理人に選任し、同項の訴
訟を行わせることを妨げない。

第六條 前條第一項の訴訟について
は、行政廳は、最高法務總裁の指
揮を受けるものとする。

最高法務總裁は、前條第一項の
訴訟について、必要があると認め
るときは、所部の職員でその指定
するものにその訴訟を行わせ、又
は同項若しくは同條第二項の規定
により行政廳の指定し、若しくは
選任した者を解任することができる。

公正取引委員會の審決に係る訴
訟については、前二項の規定を適
用しない。

第七條 第二條、第五條第一項又は
前條第二項の規定により最高法務
總裁又は行政廳の指定した者は、
當該訴訟について、代理人の選任
以外の一切の裁判上の行為をする
權限を有する。

第八條 調停事件その他非訟事件に
ついては、第一條乃至前條の規定
を準用する。

附則

この法律は、最高法務廳設置法施
行の日から、これを施行する。

行政廳の職員でこの法律施行の際
現に係属している第一條又は第八條
の事件について國を代表しているも
のは、その事件については、これを

第二條第二項(第八條において準用
する場合を含む)の規定により最高
法務總裁の指定した者とみなす。
郵便貯金法の一部を次のように改
正する。

第五條 削除

○鈴木國務大臣 ただいま議題となり
ました國の利害に關係のある訴訟につ
いての最高法務總裁の權限等に関する
法律案につきまして、提案の理由を御
説明いたします。

最高法務廳設置法の制定により、國
の利害に關係のある訴訟に関する事項
は、最高法務總裁がこれを管理するこ
ととなりますので、これに對應して、
この種の訴訟に関する最高法務總裁の
權限等を定めることが必要となつたの
であります。従来は、中央または地方
の行政官廳の所管事務に係る民事訴訟
については、關係廳の長官、またはそ
の指定する所屬官吏が國を代表して訴
訟を行つたのでありますが、この
種の訴訟には、事案の内容が複雑なも
のが多いため、關係各廳は、人的物的
に少なからぬ負擔を餘儀なくされてき
たのであります。しかも、日本國憲法
及び裁判所法の施行並びに國家賠償法
の制定に伴い、國民から國に對する損
害賠償の請求訴訟、國から、職員に對
する求償の訴訟等、國を當事者とする
訴訟その他いわゆる行政事件の訴訟
が、従前よりも増加し、その内容もま
た一層複雑となることが豫想されるの
であります。かような事態に對處する
ため、この種の訴訟については、法律

問題に關する政府の最高顧問たる地位
にある最高法務總裁が一元的にこの實
施等の責に任することとし、もつて關
係各廳の負擔の軽減をはかるとも
に、その實施の統一を期をうとするの
が、この法律案の趣旨でありまして、
かような制度を確立しますことは、他
面これにより國の正當な利益の擁護に
遺憾なきを期し得るとともに、訴訟の
より迅速適正な遂行にも資することと
なり、また國民と國家との間におけ
る法律上の紛争を適正に解決するゆえ
んでもあると存するのであります。

以下この法律案の要點を申し上げま
すと、まず第一は、右に申し述べまし
た趣旨から、國の利害に關係のある訴
訟のうち、國の當事者または參加人と
する民事の訴訟については、最高法務
總裁が國を代表するものとしたことと
あります。

第二は、最高法務總裁は、その指定
する所部の官吏その他のものに、國の
當事者または參加人とする民事の訴訟
を行わせ得るものとしたこととありま
す。最高法務總裁は、その指定する所
部の官吏に、右の訴訟を行わせますは
か、必要があると認めるときは、その
訴訟となつてゐる事務を所管する行政
廳の職員をも、代理人に指定して訴訟
を行わせ得るものとし、これによつて、
所管事務に關する知識経験を訴訟の上
に活用しようとするものであります。

最高法務總裁が、事宜により、辯護士
に訴訟委任をすることは、もとよりこ
れを妨げるものではありません。

第三は最高法務總裁は、國の利害または公共の福祉に重大な關係のある訴訟において、必ずからまたは所部の職員により裁判所に意見を述べることが出来るものとすることであり、これにより國の利益の擁護または公共の福祉の確保に遺憾なきを期せんとするものであります。

第四は、行政廳を當時者または参加人とする訴訟の代理人に關する規定を設けたことであり、裁判所法の施行に伴い、行政裁判法が廢止され、違法な行政處分については、すべて裁判所に訴訴し得ることとなつたのであります。この種のいわゆる行政事件の訴訟については、行政廳は辯護士を訴訟代理人に選任するほか、その指定する所部の職員に訴訟を行わせることができるものとしたのであります。専ら行政廳の利便を考慮したものにほかなりません。

第五は、いわゆる行政事件の訴訟について、最高法務總裁の指揮權等を定めたことであり、右の訴訟は實質上は國の事務にかかる訴訟にほかなりませんので、これについては、行政廳は最高法務總裁の指揮を受けるものと、最高法務總裁は必要があるとき認めるときは、その所部の官吏に當該訴訟を行わせ、または行政廳の指定もしくは選任した者を解任し得ることとし、國の利害に關係のある訴訟の一元的な實施を期したのであります。しかしながら、公正取引委員會の審決にかかる訴訟につきましては、昭和二十二年法律第八十五號的獨占及び公正取引の確保に關する法律の趣旨に鑑み、最高法務總裁の指揮監督を受けな

いものといたしましたのであります。

最後に第六は、最高法務總裁または行政廳の指定した者の裁判上の權限を定めたことであり、訴訟手續の圓滑確實を害することのないように、これらの者は、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする權限を有することとしたのであります。

以上をもつて、ただいま議題となりました國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の權限等に関する法律案の大要の説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○松永委員長 次いで兩案に對する審査を進めます。中村俊夫君。

○中村(俊)委員 ただいま司法大臣から提案理由の御説明になりました。國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の權限等に関する法律案について、お尋ねしたいと思ひます。この第一條に、「國の當事者又は参加人とする訴訟については、最高法務總裁が、國を代表する」といふ一條があり、提案の理由から、あるいはこの提案されました趣旨から考へまして、この案は、國內における訴訟に關して國が代表をする場合に、法務總裁が國家を代表されるという趣旨であつて、たとえば國際的な紛争を解決するための國際司法裁判であるとか、仲裁裁判であるとかにおいて、法務總裁が國を代表するという趣旨ではないと了解して差支えございませんでしょうか。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。仰せの通りであります。

○中村(俊)委員 もう一點お尋ねしますが、先般兩院を通過しました刑法の一部を改正する法律案のうちの二百三

十條第一項の、「告訴をなすことを得べき者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后または皇嗣なるときは、内閣總理大臣が代つてこれを行ふ」という規定があります。この法案が出されたときには、今提案されているこの法律案というものはなかつたわけですが、この法律案が今出ました以上は、近き將來において、この二百三條の第一項の、天皇、皇后、太皇太后、皇太后または皇嗣の告訴する場合あるときには、内閣總理大臣がこれを行ふというのを、法務總裁がこれを行ふというように變改される御意見があるのかどうか。

○鈴木國務大臣 それは刑事訴訟に關しまするので、これは全然最高法務總裁が關與すべきところではないと考へておりますから、そういう意見はございません。

○中村(俊)委員 提案になつております法務廳設置法案の機構のうち、私司法大臣に特別にお尋ねしたいのは、行刑に關する點であります。この原案によりますと、行刑に關する事項は、法務行政長官のもとにおける矯正總務局がこれを取扱うことになつておるのでございしますが、私資料を蒐集いたしました地籍的關係上、近畿關西に關する入

手いたしました資料について、三行刑についてお尋ねしたいと思ひます。近畿關西の拘留所、刑務所合せて十箇所ありまして、その拘禁定員は九千九百一十一名ということになつておるのであります。ところが昭和二十年の九月の收容人員は九千四百五十四名、定員より四百五十七名不足してゐる。つまり餘裕があつたわけなんです。ところが昭和二十一年の五月

ごろから、犯罪の激増に従ひまして、七月を逐つて收容者が殖えて、二十一年の七月二十五日現在では一萬三千六百十八人という大きな数字が現れておるのであります。しかも御承知の通り當時の暑さとの過剰拘禁のために、七月七日には神戸拘留所では、暴力による收容者の集團逃走四十九名を出したような事態が発生し、越えて八月十一日には、大阪拘留所が二・七倍以上の過剰拘禁のために、百十一名の監房破壊、暴行による集團逃走が発生したことは、司法當局においても御承知の通りだと思ひます。さらに昨

年の十一月三日減刑が施行されました、刑期が短縮せられたのでありますけれども、入所者が依然として多いために、ます／＼入室者が激増いたしました。昨年の十一月末日現在では、一萬七千三百三十一名の定員を超過することになり七千二百二十名です。これは近畿行刑管區内だけで、こういう膨大な超過数字が現れておるのでございします。しかもそのうち本年の七月によつてやく三千名の移送が實現されたようであり、しかも大阪の刑務所のごときは、検身場や、米麥を入れる米倉庫までも受刑者の寢室に代用しておるといふような状況であります。

しかも司法大臣直接關與されて御承知の通り、本年の七月司法省で行刑管區長會同が開かれまして、この近畿の過剰拘禁の對策について會議が開かれたと思ひますけれども、ほとんど何らの施設がなされるような結果を得られなかつた、私は聞いておるのであります。なおその後において、北海道、東北、中國、四國等の刑務所へ、七月、八月、九月にかけて二千八百十名を移

送して、なおかつ大量の假釋放を出しておるにもかかわらず、移送前の七月一日現在一萬八千二百八十二名に對して、移送後の十月一日現在一萬七千八百十七名という数字を示しておる。わずかに四百六十五名が減つたというだけにすぎない。これが近畿行刑管區だけにおいての数字であります。全國から言へば、やはり私は莫大な過剰拘禁の数字が出ておるのじやないかと想像されるのであります。もちろんこれにつきましては、おそらく司法省もすいぶん苦心されておることだろうと思ひます。あるいは戦時中の軍需工場轉用、それから海兵團の建物をこれにかへるとか、種々なる打開策が考えられておるのではありますけれども、ほんとんど實現されておられません。もちろん占領軍と折衝の關係もいろいろあるようでありまして、しかもこういふような状況でありますけれども、先般神戸で行刑官が四人に殺されたというやうな悲惨なる犠牲者を出している結果もあるであります。殊に近畿には特別な事情があらまして、日本には五つしかないところの拘留所が三つもあつた。女だけの刑務所がある。少年刑務所が二つある。つまりこういうやうな特別な刑務所が六つあるにもかかわらず、普通の成年刑務所は四つしかない。こういう變態的な状態になつておるのであります。しかもこの過剰拘禁の結果、一面において刑務所における設備、あるいはこれ、金のないせいもありまして、資材難もありまして、受刑者が業を失うというやうな結果を招來してきておるのでございします。これはまことに重大な問題でありまして、司法當局におかれまして、

といふことがありますので、行刑局といたしましては、ほとんど何らの力をもつていないというような結果が、ひいては不祥事件を招來しておるのではないかと。現に神戸に起りましたあの戒護課長の悲劇のごとき、これを救済するのに何らの具體的方法が一時講じられなかつた。わずかにその後各關係者の努力によりまして、わずかな申慰金が與えられたようでありますけれども、警察官に對して世間が比較的その勞を多とするに比較いたしましたして、現在までの日本の刑務所の機構なりその運営の方法が、社會を遮斷されておりましたために、一般の人々も刑務所といふものからほとんど遊離しておる。従つてただいま申し述べましたごとき、きゝわめて危険なる状態にあるにもかかわらず、社會人はこれに對して比較的情を寄せていないということなどは、われ／＼在野法曹として關係いたす者

○鈴木國務大臣　お答えをいたしました。ただいまの御質問はいずれもまことに適切な御質問でありまして、司法當局といたしましても、つとに心を痛めておるところであります。ただいま近畿地方だけの統計をお示しになりましたが、廣く全國にわたつての統計を過日過剩拘禁の實情を訴えるパンフレットとして、お手もとに差上げたところですのでありますが、ああいふ狀態であります、全國をあげてほとんど倍以上の過剩拘禁になつておるのであります。これは何とかしなければ、治安の確保を責任をもつてとることができないということ、實は痛感しておるやうな次第であります、第一には刑務所の増築、これが絶対に必要であるといふことから、すでに追加豫算におきまして、三億五千萬圓を要求いたしましたのでありますが、いろいろ他の振合

の場所で使用するには、地元の反對があり、これを移轉してもつてきて使うには、非常な費用を要するということで、困難を感じておるのでありますが、賠償物資等がきまりましたのちに、適當な方法でぜひ轉用をいたしまして、能率をあげたいと考えておる次第であります。その他いろいろ仰せのごとき點は、すべて當局において考慮せられ、心配いたしておるわけあります。それでこの機構改革に際して、行刑及び保護のことを一體として、外局に獨立さしてはどうかということは、慎重にかつ眞剣に考慮したところであります。本來から言つて獨立いたさせる方がよろしいと思つてあります。ただ實際今の状態は、ただ今申し上げますように、設備ははなはだ不完全であり、この設備を全部完備するまでめんどろを見てやらなければならぬ。これはただ獨立をして適當な行刑長官のよ

わいに、關係方面等の適切なる指導
ありまして、今度この新機構をつくる
にあたりまして、保護と行刑とを一體
として、總合的に考え、三局を設けて
やる。今までわずかに一局一課であつ
たものを、三局を設けてやるというこ
とになつたのでありますから、ここ
でしばらくの間内局として、十分に
とつ援助して充實をさせ、そしてほ
組織が整うのを待つて、これを獨立さ
せる。その後は獨立經營においてや
ていくというふうにさせるならば安
である。こういうことに、省内大
多數の意見が一政いたしましたので、
にわかに獨立させるという案を撤回
いたしました、しばらくの間は、やは
内局としてやつていきまして、組織
完備を待つて外局とする、こういう
針でおるわけであります。御了承願
たいと思います。

○中村(後)委員　もう一點、これは

るといふこともあります。そういう所へ行つて数日も泊ることがあるのでございます。一箇月も晝夜家に歸らずに働く、しかもその日類駐在手當は、わずかに一日十圓である。今私の質問しておる今日の現状においては、あるいは殖えておるかも知れませんがとも、私の資料を得た當時においては、一日わずかに十圓です。しかもこれは普通の人ではない、普通の労働者ではない。囚徒という、中には凶悪なる人間もおる。日々の新聞に報ぜられております通りに、作業場から逃亡者も数多く出しておる。そういう危険があるところで、家庭を離れて一緒にいる。しかもほとんど普通の家に寝られるわけではありません。そういう者に對する待遇が、一日わずかに十圓です。それから夜間の看守長の宿直料が八十錢、しかもこれは他の官廳の宿直と違つて、夜中に集團的に脱獄するという危

除も多い。看守の一晝夜の勤務の賄料が、宿賃料を合せて一圓五十銭、小使に至つては六十銭、こういう数字は今世間の人に言つたつて、だれもほんとうにしないだらうと思ふけれども、一圓六十銭であるとか五十銭、しかもこの人には労働組合の組織が許されてない。現在やかましい全連の要求は、労働組合の強力な要求による團體協約権によつて與えられてゐる。そういう組織がある所は、何としても政府ではこの中勢の軋旋を受けても妥協點を見出してやろうとしておりますけれども、今私がお尋ねしておる刑務官などにおいては、そういう力をもつていない。しかも世間は先ほど申しましたように、ほとんどこの職務に對しては理解力が薄いのであります。従つて先般起りました静岡の刑務所におけるがごとき不祥事件が起る。これは私はむしろこんな待遇をしておれば、悪いことをしなければ生活ができないような待遇だと私は思ひます。こんなことであの危険な仕事、しかもあの陰惨な中で、社會と遮断されたところでやることは不可能なことではないかと私は思ふ。繰返して申します。ものには限度があります。殊にいわんや一般社會人の不安を除去するといふためには、豫防司法もありますが、また行刑の問題は、きわめて重大な役割を果しております。こんなことでどうしてつづかな素質のいい職員が得られましようかと、われ／＼思ふのであります。こういう點に關しまして、司法御當局は、はたして具體的にこの問題を改善される方法を講じておられるかどうか、伺いたいと思ふのでございます。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。ただいまの御質問も、私どもが就任當初から非常に心配しておることに觸れております。一々仰せられた通りであります。まことに憂うべき状態にあるのであります。實はこのことにつきましましては、刑務官といふものを、他の官吏に比して、何も差別して待遇すべき理由は少しもないのでありますから、今度は公務員法の制定と相まちまして、つづばな判検事、檢察事務官と對比し得るような待遇に改めるつもりであるのであります。その前の暫定的な措置といひましましては、ただいまさういふに定員が足りないために、いくらか豫算に餘裕がありますから、その範圍内において手當等を給しまして、優遇をしておるのであります。明年からそれを正式の豫算に組んでいただきます。十分に優遇の途を講じて、檢察補佐官や検事等と比べて、決して劣らない待遇まで高めたい、こう考へておる次第であります。とにかく刑務官はぜひ優遇したいと考へておるのであります。その仕事がいわば不愉快な仕事であり、非常な精神的な負擔を伴うものでありますから、それだけになおさら優遇しなければならぬ、こう考へておる次第であります。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。なほ實際静岡などを私は視察いたしました。囚人よりもひどいことをしておると申してよろしいくらいな、貧弱な服装をして、ようやくみづぼらしい辨當をさけてきておる。だから受刑者からはなほ輕蔑されておる。そういう看守では、とうては權威をもつて行刑を行うことができないわけでありまして、待遇改善の急速に必要なことを痛感いたす次第であります。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。本法案の提案理由について、お聴きたいと存じますが、本法制定の理由は、提案理由によつてはほわかりませんが、最高法務總裁といふものの主要なる職務は、第一條をながめますと、第一項には「政府における法務を統轄するため」と書いてあるが、第二項には「政府の最高顧問として、意見を述べ、又は勸告する」となつております。この點から見ますと、總裁といふものは執行機關であるのか、それとも諮問機關であるのを主たるものとしたらいますか、いずれを主としておるのでありますか、まずその點からお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 これは今までに類型のない一つの官職でありまして、やはり仰せられる諮問的な機關と執行的な任務とを兼ねておるのであります。

○鈴木國務大臣 そうすれば、これは兩方のことだと解釋するほかはありませんが、なほ第二項の「最高顧問として、内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對し、意見を述べ、又は勸告する」ということでございまして、諮問機關といふ意味であれば、相手方から諮問を受けたときに意見を述べる。俗に顧問などといふものは主としてそういうものだと思いますが、これはそういう場合に限るものでしょうか、それとも積極的に注意し、または意見を述べるといふ意味でありましようか。

○鈴木國務大臣 大體は受動的に意見が徴せられて述べることが多いと思ひますが、しかし意見を積極的に、自發的に述べることもあり得る、法律問題に關する限り、一般政策についてではないのであります。この法律はこういう點を改廢すべきである。修正すべきであるといふような意見を別に求められなくとも、平素調査局をもつておりまして、そういう調査に従事しておるわけでありまして、氣づいた點は隨時意見を述べることもできると考へるのであります。

○鈴木國務大臣 そういたしますと、まず私の考へますのは、今までの法律を見ましても、顧問などという用語はなし、問題という言葉は一般に使われておりますが、どうもその使つておる觀念と、今大臣がお答えになる觀念と違ふやうであります。これは顧問といふ言葉をやめて、各省大臣の法務に關する諮問に答え、かつ意見を述べ、または勸告するといふ方が、一番わかりやすいやうではありませんか。この點に對する御意見と、何ゆゑに顧問という言葉を使わなければならないかを明確にしたいでございます。

○鈴木國務大臣 實はその點はそうぜひ顧問といふ言葉を使わなければならないといふほどの強い意味はないのであります。他に適當な言葉があればかえりまゝです。他によろしいのであります。實は適當な言葉がなく／＼見當りませんので、最高顧問といふ言葉を使つてあるのであります。今仰せられるやうに、諮問に應じて答え、通常さういふふうに書いておるのでありますので、かえてもよろしいのであります。取り立ててぜひこれではなければならぬといふ意味はないのであります。大體この程度で一番當體のであらう、こういう意味であります。

○鈴木國務大臣 しかれば重ねてくだいようですが、お聴きしますが、今私の申しますやうに、そういう曖昧な言葉をやめて、法務總裁は法律問題に關する内閣及び内閣總理大臣及び各省大

臣の諮問に答え、かつ意見を述べ、または勸告する。こういうことにすると、最高顧問といふ言葉といふれがよろしいと思ひでしやうか。そういうふうな修正するといふ意見があれば御賛成でありますか。

○鈴木國務大臣 鐵治委員の御質問であります。趣旨においては同一に歸すると思ひますから、強いて修正までする必要はないと考へるのであります。

○鈴木國務大臣 次いでこまかい問題であります。この理由書に書いてある事柄であります。三種分立の點について、「この三作用の分立を明確にいたしました結果、裁判のことは完全に内閣の手から離れたのであります。従來判事の任免、豫算、裁判所に對する規則の制定權等が司法大臣の手にありましたが、あけて最高裁判所の權限に委ねられることとなつた……」とあつたのを、特に「實質上」と後で加えられております。これはどういふわけで實質上を加えられたのか、われ／＼はここにあげてありますものは、前の通りであつて、最高裁判所にいつておるものと心得ますが、なお残ることがあるかどうかをお聴きします。

○鈴木國務大臣 實は實質上はあけていつたのであります。形式上はやはり残つておるものがあるのであります。して、判事の任免權は内閣がこれをやる。ただ名簿を提出するのであります。内閣はその名簿を動かすことはまづせないだらうと思ひます。ですが三人出した中から一人を選ぶといふことはあり得ます。だからすつかり皆やつちやつたといふことは言い過ぎである。しかし實質上は人事權は裁判所が

○鈴木國務大臣　今までは役所をつくることが先でありまして、たとえば勞働省設置法案というものを出して、勞働省がまずでき、そうして勞働大臣といふのができる。ところが、これは法務總裁に重きをおくのでありまして、人に重きをおくのであります。この法務總裁をおくことが法律の趣旨である。その法務總裁の仕事をする役所を法務廳というのであります。そうしてそ

れにそれ／＼の法務總裁の補佐官が配
置されておる。これはあたかも英米にお
けるアトニー・ゼナルの建前であ
りまして、アトニー・ゼナルス・
オフィスというふうに呼んでおります
が、アメリカのアトニー・ゼナルス
オフィスは、世界最大の法律事務所で
ありまして、二萬五千人の人をもちま
して、一切の法律活動をいたしてお
るのであります。そういうところから
見ても、法務總裁をまず置くという
とに重點が置かれておるのでありま
す。この人に重點が置かれておるゆゑ

に、最も學識經驗のゆたかな、そして政黨政治が將來發達した後におきましても、不偏不黨の立場をとつて法務の遂行し得る人だ。國務大臣としては、それ以外の政黨政策を實行する人でありません。ところが、法務總裁たる地位に

いては、不偏不黨、嚴正公正に仕事
やる人ということをも、まず標準にし
人を選ばなければいかぬ。こういう
とを、この法文の中に示すために、
れは書かなくてもその通りであるこ
は仰せの通りなのであります。特

親戚にそのことを告げたのでなく、方々
からう、こういうことから、そうい
うにした次第であります。

○鍛冶委員　その御趣旨はよくわかり
ますが、問題は抽象的にいいものを選
ぶというよりも、いかにして選ぶ

か。今おつしやつたように、政黨に關係のない者であるとかいうような、具體的な内容をきめることこそ、最も肝腎ではないかと思われるのであります。しかるに抽象的なこういうようなもの、私に言わせればこんなものはあつてもなくともいい、當然なものだけが書いてある。しこうしてこれを選ぶ、または選ぶについての今おつしやつたような條件等は、いずれも表わしておらぬのでありますが、この點はどうしておやりになるのか。これは最も大事だと思うので伺ひたいします。

○鈴木國務大臣 内閣總理大臣たる者が、まず法務總裁はだれを選んだらいいかというところに著眼をいたしまして、學識經驗、人格、そういうものをも總合して人を選ぶ。そしてその人を同時に國務大臣にする。こういう氣持で選ぶことをさせるというだけの用意――

總理大臣が人を選ぶ際の精神的用意をこの條文に命じておる次第であります。それが政黨の人であつてはいけない、そういうふうなことで言うことは、言い過ぎであると思うのであります。政黨の中でもよい人があつたらつてよろしい。政黨の中に適任者がない場合には、政黨外の人をとることもありましよう。そこは法律で限定すべき限りではなからう。こう考えまして、そういうところまで規定しなかつた次第であります。

○鍛冶委員 その政黨についてお尋ねしますが、もちろん政黨に屬しておる人を選ぶことは差支えない。最適任者であれば、選んでいいと思いますが、

その後において一黨一派に偏することがないということになれば、政黨を離脱せしむる必要はないか。

○鈴木國務大臣　お答えいたします。
それは必ずしも政黨を離脱させる必要はない。その人の信念によつて、離脱をしなければ公正を維持できないと信ずる人があつたならば、あるいは離脱をしても差支えないわけであります。しかし政黨政治が發達してまいります。

すれば、國務大臣たる者は連帶責任をもつて、その政黨の政策を實行すべく努力しなければならぬ責務をもつておくわけであります。法務總裁といえども、檢察の方針におきまして、やみの撲滅をするということがありました。

ならば、今日も私は知事會議において、知事諸君でも全部もこの流通秩序の確立に協力しないならば、經濟運反の共犯として縛るということを申したのでありまして、そういうふうな政府の方針は、公正なる立場をとるといふことを別に考えなければならぬ。ま

た考えなければならぬことでありまして、個々の檢舉においては、あくまで厳正公正であります。政策は連帯責任の内閣の一員としてやらなければならぬ。そういうことを考えますと、黨籍の離脱ということは、その人の信念の問題でありますし、政黨政治が將來

發達をいたすといひますれば、必ずしもそういうことを期待する必要はななく、黨籍をもちながら、やはり限界を守つて、つとに嚴正公正にやることでできるはずだと考えるわけでありまゝす。あまりこだわらないでよからうと思ふのであります。また世界の大勢を見ましても、司法大臣あるいはアメリカのフーバー・セラネルというも

のでも、イギリスのアトリー・ニーゼネ
 ラルでもそうですが、みな黨人
 でありまして、それぐの黨に屬して

おるが、決して一黨一派のために検察權を行使するというのではないので、もしそういうことがあれば、ただちに國會において彈劾される。そういうことはおのずから政治的責任が明らかにありますから、いささかも弊害はないと考えるのであります。

○鑛冶委員 黨派のことは今お言葉もあつたので、一つの例として申し上げたのでありますが、要はこのような抽象的な文字を入れておいても、實際的には何の効果もないものである。むしろそれよりも選ぶにはこういう方法で

やればよろしい。こういう人物を選べばよろしいという基準を設けることが、最も肝腎であると思うのであります。しかし基準というものがここにありませんから、それを設ける必要はないからうか。その點に對して司法大臣並びに法制局長官からお伺いしたい。

をもつておりまして、たとえば法律の
素養のある者というような實體を押え
て、標準を揚げようとした経緯はあり

ますけれども、要するにこの法務總裁の仕事というものは、一條に三項目にわかれておりますが、なか／＼一言のもとに盡し得るようなものではないということ、司法大臣のおつしやつたような結論によつて、その地位にふさわしいという言葉があれば、おのずか

ら基準は明らかであるということから、かよになつたのであります。

○鍛冶委員 資格についてはまだよろしいとして、選任方法についてはいかがですか。たとえば最高裁判所長官を選ぶときは、これは法律でないてもよ

はどこまでの段階が準備というかというところに歸著すると思いますが、私もほとんかく國會の門の中までお届けするということまでというふうに考えておられます。

○鍛冶委員　この點については、前の議會において憲法をつくられるときにも、相當議論をしてあるのであります、いづれにしても、これは理窟よりか實際問題から來ておるのじやないか。その點に對して、私も一通り理窟は言つたのだが、さしあたりは黙つてゐる。しかしそれにしても金森國務大臣の答辯を讀んでみますると、精神はそういうものだと思ふ。今のところではちよつとそういうわけにはいかぬが、理想としてはそうであると考えておるし、またそうあらしめよと考へておると述べておられる。一步を譲つて理窟を抜きにして、その點から考へ

るが、理想論としては、法制局長はどうお考えなつておるか。

○佐藤達政府委員 理想論としては、先ほど御指摘の「唯一の立法機關である。」と憲法にありますから、それが理想であらう。大部分の法律を、準備作用から最終の成立までのことを國會でお扱いになるというのが、私は一つの理想であらうと思います。ただ先ほども申しましたように、議院内閣制という建前から申しますと、そういう理想のもとに、ある程度の下準備を内閣で行つても、一向差支えないのじやないかという氣持はありますけれども、理想は仰せの通りであります。

○北浦委員 今内閣に新立法の提案權がないというふうな實情のほうに臨まれましたが、私は反對意見をもつておる。

國會法に明記してある。國會法第九十九條を讀んで「なんざい」兩院法規委員會は、兩院及び内閣に對し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に關して勸告し、とある。前提は内閣が新立法の提案ができるから、議會はこれに對して勸告できる、これで解決つておるのであります。いまさらその提案権があるのやないの議論が起る餘地はない。それは理想もへちまもない、法律に規定されておる。これは去年國會法で解決しておる。

○佐藤(達)政府委員 私に憲法の議論を鍛冶さんとやつておつたので、憲法のことを申し上げたのであります。

○北浦委員 憲法の解釋であつても、附屬の大法典である國會法にちやんと、政府は提案権があると書いてある。憲法違反でも何でもない。

○佐藤(達)政府委員 その通りだと思ひます。國會法はただいま私が申し述べましたように、憲法の趣旨からそれを受けましてさうにできたと考えております。

○北浦委員 従つて憲法で内閣で出し得る法律案も含んでおる。

○鍛冶委員 私ももちろんその法律を知らないわけではありませんが、憲法第四十一條の議論をしておるのであつて、國會法のごときものは附屬法であります。附屬法をもつて本法をまげるといふことはおもしろくない。殊に私の今言つておるのは、北浦さんもお聞きだつたろうが、これは前の議會において決定しておると言われるが、この憲法第四十一條及び七十二條の議論にも、今私の言つたことが明らかになつておる。金森國務相も、理想としては

そりあるべきだと思ひが、現在のところではそこまできれぬと思ふと、こゝろを言つておられる。それで私はその點を明確にしておきたいと思つて申し上げたのであります。そこで私の言つたのは、なるほど理想論であるが、現状におきましては、さういふことはできないといふことであつたかもしれぬし、それをもとにして國會法もできたかしらぬが、今度は法務というものを根本的に改めて、理想に直るときですから、そのときに前にあつた議論のうちに、この内閣において先ほど言われた準備をする機關を置かれることは、私はそこまでも置いていかぬといふのはありません。それはそれとして、國會においてほんとうの政府提出の法律案を確定する機關を充實するといふことが最もいいのではないか、これを質問しようと思つて先ほどから言つておるが、どうも聞でいる／＼なことをおつしやられるので、はなはだもつて迷惑至極、この點はこれをこしらえられるときには、必ず考えられなければならぬ。殊に國會の權威といふことから考へて、今の法制部といふことが、ものは、まづたかあるかないかわからぬ。この點から考へて、準備するものは内閣におかれてもいいが、根本的にこれを法律案として議會に提出するといふ、いわゆる立案權といふものの確定は、國會に諮るというお考えをおもちになることが、最も大切だと思ひます。この點のお考えを伺いたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 鍛冶委員のおつしやられるところは、要するに今度は國會側として、國會の一機構として、この法制關係の機構を充實せしめる必要があるかないかというやうな御趣意のお尋ねと拜承したのであります。ただいまおつしやりましたように、國會に法制部があります。私どもは外から見ておりまして、少數の方ではありますけれども、精銳をすくつて十分やつておられるといふやうに實は敬意を表しておるのであります。けれども、しかしこれに對しては、なお今後理想という點から申しまして、案件も殖えることであつて、機構を大きくなさつて、さらに充實させる必要はもとよりあると存しておるのであります。しかしその點になりますと、これは國會の事務部局の組織と申しますか、さういふ面の事柄になりますので、國會の方ですでに御研究中であるやうにも拜承しておりますし、またわれ／＼としてなまじつが差し出がましいことをするものかどうかといふやうな氣持をもつております。しかしさういふ期待しておる次第でございます。

○鍛冶委員 もちろんあらうと思ひます。従ひまして、ここにあります法制局といふものは、政府提出の法律案、または政令案の審議立案といふことはよろしい。それはさういふものを提出したいといふので、さういふものを審議立案し、またはさういふものの内容に上るといふことを審議し、立案せられることは、私はこれまで否認するものではございませんが、内閣が提出するといふことからは、これだけで足りるものだと考へないで、これは政府においてもつておるが、議會における法制部といふものも充實して、そしてほんとうの法律案として出すといふことにもつていくことが、この改革の際に最も必要ではないか。こゝろは申し上げるのであります。結論としての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 これはたしか前に鍛冶委員の御缺席のときに、大島委員でありましたか、ちよつとお尋ねがございましたが、一應申し上げますと、まことにごもつともな點でありまして、われ／＼の立案に當ります點においても、十分考慮いたしました。昔の行き方でございますと、さういふ臨時の機構は、別個の單獨法をつくりまして、臨時のこれ／＼の役所に、これ／＼のものをやらせるというものが、昔の型としては普通の型であつたやうに思ひます。最近御承知の新憲法以來、立法の態度といふものは、非常に實用主義になつてまいりました。現在における情勢といふものは、なるべく一目にしてわかるやうにすることが、法制の建前としては親切じやないかといふ考へ方が、最も支那的といふことになりまして、さういふことから、これをかように一條の中に附け加へまして、將來この仕事がいよいよしてなるということになりますれば、これを改正して、この部分だけ削り落してしまえばいいじやないかといふ考へ方でありま。もう一つこまかいことで、この間もちよつと申し上げたのであります。が、局の所掌事項の中にこれがないつてくるわけでありま。これを別立ての法律にしますと、また局の所掌事項と非常にならなかつた關係になりまして、非常に見にくくなるというこゝともあります。

○鍛冶委員 その前の「政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に関する事項、」これは禁止等に関する事項といふと、禁止等に関する法律を制定するだけに止まらぬで、みずから禁止

する仕事も、この法務廳でやるのでありましようか。

○佐藤(達)政府委員 その通りであります。

○鍛冶委員 これはやはり内務省がなくなつたために、やる所がないからこゝへきたのでしうか。

○佐藤(達)政府委員 そうであります。

○鍛冶委員 どうも法務廳というものの性質から、ちよつとおかしいではないでしうか。ほかに管轄する政廳がないから、仕方がないとおつしやるかもしれないが、何だか法務廳というものの性質から考へて、少し變に考えますが、どうですか。

○佐藤(達)政府委員 これはほかにもつていくと申しましたが、とにかく調査局の始末をどうするかということについて、いろいろ客觀的條件があるわけでありまして、その條件に即應して、今度はもつていく先を考えなければならぬといふことになりまして、結局はかを見渡してみれば、この官廳が一番結びつきやすい。これは常識問題になると思ひますが、そういう結論に達したわけでありまして。

○鍛冶委員 そうしますと、これは檢察廳なら檢察廳において檢察官がおり、その下に司法警察官を使うことになりまして、法務廳には檢察廳以外に、そういう機關はないようですが、今まで内務省におけるそういう機關があつたやうな、そういうものでも置かれるのでありましようか。

○佐藤(達)政府委員 現在は第一線として知事を使つておるやうであります。

○鍛冶委員 各地方長官が下のものを

命令して使つてはどうか。

○佐藤(達)政府委員 一應知事の仕事を、知事が自分の部下を使つてやるという建前で、今までやつておるわけでありまして。

○鍛冶委員 そうすると、今度もこういうものを立案したら、やはり法務廳自身で禁止したり、集會を止めたりはしないのですか。命令を出して、各地方長官にやらせるということに了解してよろしうございませうか。

○佐藤(達)政府委員 先ほどはつきりしたことを申し上げなかつたかもしれませんが、たとへば結社の禁止という處分は、今まで大臣の名でやつておりますが、今度は法務總裁がその名でやる。それから具體的な財産の扱いをどうするといふことは、知事、國の行政機關としてやるということになります。

○鍛冶委員 その次は法務調査意見長官といふことではあります。これは未だかつて聞いたこともない。どういふ意味で意見といふ言葉を使われなければならなかつたのでしうか。

○佐藤(達)政府委員 これは正誤でさういふことになつておりますから、その邊は御推測いただけたと思ひますが、意見といふことは、八條の末項に、これ／＼の局はその所掌事務に應じて第一條第二項の規定による意見の陳述または報告に關する事務を掌るといふことで、一應第一條第二項にありま

る法務總裁の意見陳述權の補佐の幹事役と申します。當面の補佐機構を調査局にもつてきておるわけでありまして。その意味で名前もそれをはつきりすべきであるといふことで、一々意見

意見といふ言葉を使つておるわけでありま

ります。

○鍛冶委員 これは今までも各省にもありますし、なおさら司法省には前は調査局、今部になりましたが、これは何々意見といふことをしなくとも、ここに書いてある通りの意見の陳述、または報告をやつておるのじやありませんか。調査といふことだけをやつたのでは、そういうことができないと思ひになるのですし、うか。そんな意見などといふことはなくとも、ただ調査し放しのものではない。その調査した結果を活用することが、調査局もしくは調査部の主たる任務だから、どうも意見とか、調査立案とか、調査申告とかいふことは必要がないと思ひますが、そういう點はどうお考えになりますか。

○佐藤(達)政府委員 今までの建前は、意見とか報告とかいふ言葉は、少くとも官制の表にはなかつたわけでありまして、今回の最高法務總裁につきましても、相當第一條の第二項といふ所に高く掲げてありますので、重點をこれにおかれておるわけでありまして。

○鍛冶委員 くだいようであります。これはわかれ／＼聞いたこともないし、非常に目ざわりもしくは耳ざわりになるのですが、どうあつても意見といふものを入れなければいけないのですか。入れなければ意味をなさないので、入れなくてもわかつたと思ひに

なりま

○佐藤(達)政府委員 これは要するに感覺の問題であらうと思ひます。先ほど法務總裁の觀念について、司法大臣の述べられたところが、ちよつとこれに準用されてお考えになつて結構なところでありまして。

○鍛冶委員 次に檢察局の所でありま

すが、檢察局は從來の司法省刑事局の所管に屬したものと考へてよろしいと思ひますが、民事訴訟局の所を見ますと、訟務長官の下に民事訴訟局、稅務訴訟局、行政訴訟局、どうい

うものがあります。これは平たい言葉で言へば、現在司法省の民事局の仕事がここに移つたと見てよろしいように解釋したのでありますが、こゝでは特に民事訴訟に關する仕事をやらせるといふことになつております。しかるにこの檢察局では、檢察に關することを

やる書據であるが、刑事訴訟に關する仕事をとることは書いてないのであります。そこで考えられるのは、民事訴訟に關しては、特にその訴訟に關する仕事を掌るものは必要であるが、刑事訴訟に關しては、そういうものが必要でないと思ひになるのでしうか。またどこに刑事と民事との違いがあるのか、その點を伺ひたい。

○佐藤(達)政府委員 民事訴訟局においては、國が當事者として民事訴訟をなすやうな場合を指しておるのであります。一般の裁判所における民事訴訟をこゝで取扱ふといふ意味ではないのであります。檢察局の方は、從來の司法省の刑事局で取扱つておつた仕事と全然一致しているものであります。それから民事局は從來の司法省の民事局

において取扱つておつた職務のほか、なお第十條の九及び十の覺書に基

き職務が追加されておるにすぎないのであります。

○鍛冶委員 次に法務行政長官に關するものであります。この内容を見ますと、人權擁護局は、新憲法によつて認められた基本的人權の確保のために、人權侵犯事件の調査及び情報収集、これはまことに結構なことでありまして、今までは／＼われ／＼が問題にしているのは、人權侵犯の事件があるかないかを調査し、またはその情報を収集せられて、もし侵犯ありと認めたら、これに對する處置はどこでおやりになるつもりでありますしうか。

○佐藤(達)政府委員 仰せのように、人權侵犯事件について調査の結果、事實が確かにありますれば、刑事事件に關する場合は檢察局の方で取扱ふことになりまして、その他の行政處分については、この人權擁護局で處理することになつております。

○鍛冶委員 それはもちろんのことです。ありますが、私の臆したかつたのは、事件があつたといふことになれば、檢察局でやられる。その檢察局の活動を求める方法は、どういふことかといふことです。具體的に言へば、調べてあるからといつて告發するとか、檢察局へ通知をして發動を促すか、何かなかつたら、ただ調査するだけなら、何もならぬのですが、その點をどういふ方法でおやりになるおつもりであるか、承りたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 調査の結果犯罪ありと認められた場合には、檢察局の方に移管することになります。いわゆる通知して連絡をすることは當然やるべき

に

だと考えております。

○鍛冶委員 それは告発とか何とかいう形式を踏まないで當然やることになりませんか。それとも何かそういうことができないでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 それは同じ法務省の中の横の連絡の関係でありますから、別に告発というふうな手続をしなくても、事件を検察局の方で取扱うことができないかと思つております。

○鍛冶委員 これはわれ／＼は過去に於いて幾多の事例を見、またはこれに對して遺憾の點を知つておりますから、特にここで明白にしておいてもらいたいと思つております。今までよく人権擁護事件があるという事は、おもに司法警察官のやることである

す。従いまして、さうなことがあれば、その監督をなさしておるところの検事は、當然これをそのような處分をせなければならぬわけでありませうけれども、未だかつてさうな事實はありませぬ。そこでいろいろ告訴をし、また告発をしても、なか／＼やらないので、日本辯護士協會においては、確實なる證據をあげて、これでもかというときに、初めてやられたことが、一、二あつたくらいのものであります。その點から考えますと、未だかつてない

ことであるのであります。さういふものがあつたという申すから、何かここになるほど人権侵犯の事實があるというところになると、かくかくのことをやらなければならぬという確實なる規定を設けておかなければ、實際の効果があらぬのじやないかと思つて、この點はいかにお考えでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 法務省の新設にあたりまして、特に人権擁護に目標を

おいて、人権擁護局という新しい一局を設けて、そして人権擁護に萬端漏なきを期しておるのであります。過去においては、あるいは遺憾の點があつたかも知れませんが、今後には人権侵犯事件が起きたやうな場合には、さういふ人権擁護局の方で活動して、それを調査し、情報を集集し、犯罪ありと思料した場合に、検察局の方に移送して、事件を徹底的に糾明するということを期待できるだらうと存じておるのであります。

なお、ただいまお話のように、捜査機關において人権侵犯の事件があつた場合には、刑事訴訟法においてその事件の告訴、告発があり、起訴すれば問題はなかりであります。もし不起訴處分になつた場合には、その不起訴について不服申立の事件については、特別な手續によつて、裁判所においてこれを審判するという特別な手續を目下考へておるのであります。その點は十分御期待に副うように、徹底的に是非を糾明することができると考へておるのであります。

○鍛冶委員 はなはだ立入つた議論をするやうであります。この人権擁護局において、人権侵犯の事實ありとして、今おつしやるやうに内部交渉をして、かく／＼のものがあつたという申告をしても、検察局において活動せなかつたら、それに對する救済方法は何かありませうか。またどういふことにせられるものとお思ひでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 これは人権侵犯事件ばかりではなく、すべての刑事事件について、檢察當局が活動に活動しなかつたという場合の問題と同様であります。利害關係人、あるいは告訴

告發人の方から不服申立があらますれば、適當にこれを處理することになると考へております。

○鍛冶委員 どうも私の質問の要點がわからなくなつておるかも知れませんが、とも少し立入つておるかも知れませんが、利害關係人ではないので、人権擁護局で、これ／＼の事實に對しては、人権侵犯の事實があつた、さう認めて檢察局にこれをしかるべくやらなければいけません。さういふことを、檢察局はそんなことは、及ばぬと言つて手を染めなかつたらどうしますかというのです。利害關係人のことではないのです。人権擁護局そのものがどうしてそれをやらせるか、さういふことを私は言ひたいのです。これは過去においてしば／＼あつたことだから申し上げるのです。これは官吏の方にはな言つてゐるが、そんな馬鹿なことはあるかと言ひたい。このことは間違ひなくあつた。また今後もあり得ると思ひます。私は臆々です。

○佐藤(藤)政府委員 さうな場合には人権擁護局の行政長官を通して、法務總裁にその刑事事件についての活動を促せば、十分に足りるのじやないかと思ひております。

○鍛冶委員 一、さう考へますと、これも當然と言はれるかも知れぬが、この第十條の第二項の一號ですが、「人権侵犯事件の調査及び情報収集に關する事項」とあるが、調査及び情報収集並びに檢察當局の活動を求める事項、さうした方が一番明確じやないか、さうすればこれは權限に屬しておるのですから、やらぬでもよいと思ひます。それはお前の方でせよやらないければならぬ任務ではないからという

ことになつておさうにされることがありまますから、檢察當局の活動を促す事項、さう一項を入れることが、一番明確だと思ひますが、いかがでありますか。

○佐藤(藤)政府委員 仰せのやうな場合は、これは人権擁護局だけの問題でありませぬので、すべての部局においてその取扱つておる事件について犯罪ありと思料した場合、檢察當局に連絡すれば足りるのであります。しかかも同じ長官である法務總裁のもとに統轄されておるのでありますから、檢察當局が思ひやうに動かない場合には、法務總裁を推進して、その活動を促すといふことで十分足りるのではないかと思ひます。

○鍛冶委員 それ以上は意見の相違になります。一體人権侵害といふものの過去の實歴から見ますと、司法警察官が一番多いので、その次は捜査の任に當つた檢察官なので、そのものを調査し、材料を収集するだけで、そのものに直接やれと言つたつて、それはなか／＼やりはしません。殊に司法警察官のごときは、他廳の指揮監督を受けておるものがさういふ仕事に當つておるのでありますから、これはさういふ活動の促進を促さなければならぬと思ひます。しかしさういふことじやなくて、さう入れておくことにおいて、なければならぬので、實際においては摘發せぬのだとおつしやれば、これはもう終りですが、いやしくもさういふものができましたる以上は、その邊よほど明確にしなければならぬと思ひますので、これ以上の議論はいたしません。さうと御考慮をお願ひしておきます。

次に官房についてのことでありますが、このうちで「辯護士及び辯護士會に關する事項」といふものがありま

す。これは辯護士及び辯護士會に對して、どういふ仕事をなさるのであるか。

○佐藤(藤)政府委員 現在の法制のもとにおきましては、辯護士法に基いて、司法省官制において司法大臣が辯護士及び辯護士會に對して監督の事務を行つておるのであります。將來辯護士法がどのように改正されるか、今のところわかりませんが、現在の法制のもとにおいて司法大臣の權限と同様な權限を、法務總裁がここに於いて規定されておるのであります。

○鍛冶委員 現在においてと言ひましても、近い將來において、これは必ず改正されなければならぬし、改正に對する現在における司法省の御見解は、殊にその任に長く當つておられる佐藤次官としては、おわかりのことと考えますが、第一お聴きたいのは、憲法第七十七條には「最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有する。」さういふ規定がありますが、この最高裁判所の持つておる權限と、今できま

する最高法務廳の權限と、どういふことになるとお思ひになりますか。これはわれ／＼辯護士としては、非常に関心をもちておる事項でありまして、でき得るだけ明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 憲法第七十七條に規定されております最高裁判所が、辯護士に關する事項について、規則を定める權限を有するといふのは、辯護

士に關する事項について、規則を定める權限を有するといふのは、辯護

士が訴訟遂行上、たとえば法廷においてどういふ行動をするかというようないふことについての訴訟に關する手續等の規則を定める權限を指しておるものと解釋いたしてあります。法務總裁の權限としての辯護士に關する事項というの、現在司法大臣が辯護士の身分に對してもつておる監督權限と同様のものと解釋いたしますので、憲法の最高裁判所の規則制定權と、何ら抵觸することのないものであらうというふうに考えております。

○鍛冶委員、しからばこう承つてよろしいのであります。辯護士の資格に關する問題並びに辯護士の訴訟以外、一般辯護士事務をする上においての活動範圍、及び本來の使命、並びに辯護士としての監督その他は、この憲法七十七條以外の何らかによつて定まるものである。かようにお聞きしてよろしゅうございますか。

○佐藤(憲)政府委員 御指摘のような事項については、ただいまでも辯護士法によつて規定されておりますが、將來も法律によつて規定するべきものと解釋いたします。

○鍛冶委員 私もちろんさうであるとは思つておりますが、この點に關しては、議論があるというので、われわれは憲法改正と同時に出していただくなければならぬと思つておつたのであります。未だ出ないのではありません。これはよほど一般辯護士の關心事でありまして、司法大臣がおられれば、大臣のお答えと同様と答へられれば、大臣のお答えと同様と解釋してよいと思つて、もし違つたとおつしやれば、これについてぜひ司法大臣の御答を得たいと思つてお

ます。なおこれに對して、法制局長官は、どうお思ひになりますか。御意見を伺いたしたいと思います。

○佐藤(憲)政府委員 ただいま司法次官からお答えした通りに考えておるのではありません。繰返して貴重な時間を費すのはいかかと思ひますが、御承知のように、第七十七條は、憲法審議の際の帝國議會兩院の委員會におきまして、鍛冶委員御指摘のようなことをめぐりまして、いろいろ質疑があつたところでありまして、そのときのお答えも、たとへば訴訟に關する手續とあるのは、民事訴訟法、刑事訴訟法で、現在やつておるものとはより法律で定めざる。辯護士關係につきましては、ちよど今司法次官の申しましたような趣旨で答えておる経緯もございますので、さうなうに考えております。

○鍛冶委員 そういたしますと、ここに書いてあります辯護士及び辯護士會に關する事項というの、憲法七十七條のいわる最高裁判所の定めるものではなくて、辯護士たるものの基本に關する事項についてである。しかしてその基本たる事項は、七十七條によつて定められる規則ではなくて、基本法たる辯護士法で定まるものである。かように解釋してよろしゅうございますか。

○佐藤(憲)政府委員 御趣旨の通りに考えております。すなわちこの法務廳設置法案は、憲法のわくの中のことと豫想しての規定であります。しかし、ここに十一條であつておる第七號は、結局辯護士なりあるいは辯護士會に關する法律の執行事務を、ここで擔任するのだという趣旨に考えております。

○鍛冶委員 これはわれわれとして非常に重大な問題でありますので、大體司法次官からも、法制局長官からも伺つたのであります。さういふ大臣がおいでになりましたから、大臣としての意見を伺いたしたいと思います。いかがでありますか。

○鈴木國務大臣 それはただいま法制局長官並びに司法次官からお答えしたことで、ほゞ盡きておると思ひますが、ここで辯護士及び辯護士會に關する事項というものをに入れてありますのは、どういふ形でか、辯護士または辯護士會に關する事務を、新しい法務廳がやらなければならぬことになるかもしれないという顧慮のもとに、入れてあるのであります。將來辯護士法など、か、どういふふうな制定されるかによつて、多少動くというところは豫想いたしております。必ずしもそう固定した氣持で、ここにに入れておるのではないというこだけ申し添えておきます。

○鍛冶委員 これは少し問題をはずれますが、今お答えのようだとすれば、憲法の改正に伴つて、辯護士の實質というものが變らなければならぬので、早く司法省としても辯護士法を出しになるものだと心得て待つておるのであります。これが出ません。これについていろいろ議論があるのであります。今私が臆しましたこの憲法七十七條の關係で、最高裁判所との間に意見がまとまらぬといふことを聞くのであります。何かさういふことがあるのであります。それとも他に辯護士法を出せない理由があるのか、ついでに伺いたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 率直に申しますと、辯護士法は辯護士會の方で立案をなさつておられるといふことを聞いておりまして、大體辯護士諸君が自治的におつくりになることが結構なことである。但しわれわれの意見も反映していただくといふ思ひが、それを私の方は待つておるような形でありまして、必ずしも意つておつたわけではありませんけれども、さういふ氣持もあつて、實は多少遅れておるようなわけでありまして、もしできるなら、最高裁判所も、司法省も、將來の法務廳も參加いたしまして、また辯護士會からも意見をお出しになりまして、そしてこの新しい辯護士法の立案等について研究をするといふ機關をつくるならば、それもいいことじやないかというふうに考えております。

○鍛冶委員 最後の附則で、この間中村君あたりからも質問があつたのです。要するに私立の矯正施設というものはなくして、官公立にするという意味のようでありまして、官公立のこの機關において、いろいろの弊害があつたことは認められます。けれども、昭和二十四年といふと、もう一年ちよつとですが、その間にいろいろおのをなくして、十分にやれるといふお見通しがありましかうか。もしやるとしたならば、やはり民間の協力を得なければならぬといふことになつたら、どうなさるおつもりでありますか。その點をひとつ伺いたい。

○鈴木國務大臣 これは實は立案するときに、少し困難であるといふことは豫想したのであります。さうして、この關係方面等の意向もありまして、この期限でやつてしまふなければならぬといふことに、最終的に決定いたしましたのであります。従つて最大努力をいたしました。あらゆる可能な限り官公立に編入をする。また官公立の施設の建設を終りまして、どうしても残つたものがありまして、ならば、厚生省の方に移管する。厚生省は一般の不具少年等の保護に當るのでありまして、さういふ方にまわして、法務廳所管の不良少年等を收容するためのものは、このときまでに最大限度確保する。かういふ決意をもつておる次第であります。

○鍛冶委員 そこで承りたいのは、厚生省へまわそうとなさるのはいふいふものであるか。また厚生省にまわさなければならぬ理由は、どこにあるか。そこで厚生省ではたしてその目的が達成されるかどうか。この三つの點を承りたい。

○佐藤(憲)政府委員 御承知のように、少年法では罪を犯した少年と罪を犯すおそれのある、つまり不良の程度の強い少年とを一緒に、少年審判所においてこれを保護處分に附しておるのがあります。この罪を犯すおそれのある少年、つまりまだ犯罪は犯さないけれども、そのまゝにしておつては犯罪を犯す危険が著しい。さういふ少年の犯罪を豫防し、かつその少年の將來を保護するために、現在の少年法においては、少年審判所のもとに保護處分に附しておるのでありまして、この罪を犯すおそれのある少年に關する事務は、將來法務廳の所管にしないで、厚生省の所管にする方が適當ではないかといふ有力な意見がありますので、この法務廳法案の立案にあたりましては、その方針は基いて、かような附則を設けたのであります。お尋ねのように、厚生省に將來移す部分は、罪を犯

すおそれのある少年に限られておるの
であります。

○鑑治委員 厚生省でやらなければならぬという理由がわからない。そして理由といへば、適當なものということになると思いますが、その點が私にはわかりかねる。どういふわけで、そういう議論が出たのでありますか。

○佐藤(藤)政府委員 厚生省では、一般の不良少年に對する、いわゆる厚生保護をやつておるのであるから、まだ罪を犯さない少年ならば、たとえ罪を犯すおそれのある少年であつても、一般の不良少年と同じように、厚生施設に入れて保護する方がむしろ適當ではないかという意見に基いて、かようなしわけをいたしましたのであります。

○鑑治委員 どうも私にはまだはつきりいたしません。それからこれは少年に限らず、青年でも厚生省で今やつておるように聞いておりますが、そう解釋してよろしうございますか。もしそうでないとしたならば、どこが青年を保護觀察をするのか伺いたい。

○佐藤(藤)政府委員 青年に對する關係では、現在罪を犯した者で裁判を受け、刑の執行を終えて釋放された者、あるいは假釋放された者が大部分であります。そのほか刑の執行猶豫の恩典にあつた者等についても、司法保護事業として、司法大臣の監督のもとに司法保護を營んでおるのであります。將來とも青年に關する部分につきましては、從來と變りなく、司法保護事業を法務總裁の管理のもとに行うことができるものと考えております。

○鑑治委員 この法文から言いますと、成人矯正局においては、三として「成人に對する司法保護事業に關する事項」それから少年矯正局においては、三として「少年に對する司法保護事業に關する事項」それから少年矯正局においては、三として「少年に對する司法保護事業に關する事項」

事項それから少年矯正局においても、三として「少年に對する司法保護事業に關する事項」と同じことを書いてあるのではありません。この附則を見ますと、先ほど厚生省がやるということでしたが、「罪を犯す虞のある少年に關する事務」こうなつております。これは少年として、ぜひとも必要であるから申すのですが、それと同時に、青年に對しても同一のものを要するのではないかと、こう思ふのですが、これだけでは現われておらないのであります。三にはその點が含むのかどうか。先ほどの御説明では含んでおらなかつたのであります。おそれのある者に對する施設はお考えになつておるのか、その點を伺います。

○佐藤(藤)政府委員 青年に對しましては、現在罪を犯すおそれのある者に對して、何ら管理いたしておりませんので、問題にならないのであります。が、少年に對してだけは、先ほど申し上げましたように、少年審判所で罪を犯すおそれのある少年に對して保護處分をいたしておりますので、その部分だけを將來法務總裁の管理から離して、厚生大臣の所管に移すという考え方であります。

○岡咲政府委員 本月の二十日附の正誤表を差上げておると思ひますが、その正誤表によりますと、今鑑治委員のお尋ねになりました少年矯正局の所管事項の第三項ですが、これは「少年に對する司法保護事業に關する事項」とありましたのを、訂正いたしました。それから「少年裁判所によつて保護處分に付された少年に對する司法保護事業に關する事項」というふうに訂正されておるのではありません。従ひまして、少年裁判所におきまして、言いかえれば不良少年ではございませんで、犯罪を犯しました少年に對しまして、少年裁判所において保護處分をいたすことはございますが、その保護處分に付された少年に對する司法保護事業だけを所管するということになつておるのであります。

○鑑治委員 少年に對するものはよくわかりましたが、實は少年だけでなく、青年、まあ不良青年でなくて青年が出てくるということになれば、これは青年と少年をいくつでもつて切離すかということが問題ですが、青年といへども、保護處分に付する必要があるはしないかというので、青年保護に處分に關する法律案を出そうと計畫しておられるように聞いております。もしもこの中にさういふものがあるならば、成人矯正局の中にそれがはいらぬのだということになれば、さういふ法律が要るか要らぬかということも考える必要がある。この中にはいつておるの青年に對する保護ができるということになれば、要らぬと思ひますから、それで私は聴くのですが、司法省の今のお考えとして、立法の趣旨として、青年に對しても、ある一定のものに保護されるのかされぬのか、はいるのかはいらぬのかを伺いたい。

○佐藤(藤)政府委員 本法の立案に當りました當時の考えをいたしましては、成人に對する司法保護事業といふものは、現在と同じように犯罪を犯した青年の司法保護事業だけを考へておるのであります。將來も不良少年、不良青年の犯罪預防という見地から、何らか特別の法律で保安處分でもなされるというような場合には、その保安處分を定めるその特別な法律によつて、どこの省あるいはどの大臣の所管に屬するかということをおそらく規定されることと思ふのであります。現在犯罪を犯した青年に對する保護事業といふふうに限局して解釋いたしておるのであります。

○鑑治委員 その點はいずれまたさういふ法案が出ましたら伺うことにしましょう。

これは小さいことですが、第七條の「法制第一局においては、主として外事、財政又は金融に關する事項その他」とありますが、この第一局と第二局と比較して研究してみますと、財政及び金融に關するものは、どうも第二局に入れるのがほんとうではないかと思はれるのですが、これを第一局へ入れたければならぬ理由を、どなたから伺いたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 その法制第一局、第二局の事務の劃當の問題は、非常に苦心いたしましたところであり、第二局で經濟關係のことをやるならば、鑑治委員のお心持もおそらくさうであらうと思ふのであります。財政の關係、殊に金融の關係のごときは、第二局でやつた方が一貫するのではないかということ、まさにその通りなのであります。ただこの仕事の分量の點から申しますと、ただいまの現狀においては、産業經濟、この關係の仕事は、結局商工省、農林省、運輸省關係になるわけ、たいへんな分量であります。従ひまして、この財政金融を、むしろひつつけて第一局にもつていくということが、その配分としては

よろしい。そして兩方に關係のあることは、一局、二局連繫して、連合會議といふこともやつております。連繫の方法はいくらもあり得るから、一應かようにいたした次第であります。

○鑑治委員 それではこれは理窟の上よりか便宜の上からと、こう考えまして、この程度で私の質問は終ります。

○佐藤(藤)委員 大分審議も盡されたようでありまして、私は一點についてだけ、政府委員の御説明を求めておきたいと思ひます。

（委員長退席、石川委員長代理著席）
第一條第二項の問題であります。最高法務總裁の任務の範圍並びに内閣及び内閣總理大臣、各省大臣への責任の界限を明確にする必要上、ここにいわゆる法律問題といふことを明確にしおきたいのであります。これに對する司法大臣の御説明を願ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 ちよつと御質問の趣旨がはつきりのみこめなかつたのであります。法律問題に關する最高顧問として、内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對して意見を述べるといふことになりまして、その責任の所在がどこにあるか、對内的に法律問題に關しては、少くとも法務總裁が責任を負わなければならぬ、國內において全責任を負わなければならぬと思ひます。それが外部に現れたときの責任は、それ／＼の部に應じて内閣總理大臣が負ふべきものがありますし、また各省大臣が負ふべきものがあります。

（石川委員長代理退席、委員長著席）

おそらくこの法律問題について問題があるならば、法務總裁と連帯責任になることも考えられますが、たとえば商工省所管の法律について法務總裁があるアドヴァイスをして、そうしてそれが後に責任問題を生じたという場合には、それは對内的に法務總裁が間違つたアドヴァイザとしての責任を負わなければならないことはもちろんであります。外部に對しては商工大臣が責任を負う。あるいは場合によつては連帯責任を負うということになりはしないかと思ひます。

○佐瀬委員 このに法律問題という意義は、どういふふうに解釋されるのですか。

○鈴木國務大臣 これも定義をくだすことはなから困難であります。要するに法律の技術的方面でも申しましようか、そういうふうにして解していただきたいと思ひます。政策をきめることは、各省大臣の責務でありますから、それを法律の形に直すというときには、初めて法務總裁の意見というものが必要になり、役立つのであります。でありますから、法律問題というものは、法律の技術的方面、こういう意味に御了解を願ひたいと思ひます。

○佐瀬委員 この第三項にいろいろ列擧されているこの事項に限定する趣旨ではないのでしょうか。

○鈴木國務大臣 主たる仕事がこの第三項に書いてあることに相違ありませんが、これに限定する趣旨ではないのであります。これ以外にも種々の問題について法律上の意見を徴する必要があることはあると思ひます。それについて意見を述べるといふ制限をもつておきます。

○佐瀬委員 法律上の技術に關する問題というとき、きわめて狹隘なことになるのであります。政策問題はすべてこれから除外されるといふ御趣旨のよりに拜聴したのですが、しかし政策も、すべて憲法以下各法律全體系に立脚して生み出されなければならないものも多々あるだらうと思ひます。そこに單に法律技術の問題というよりかは、政策の問題に對する法律上の見解なり、意見なりというものが、相當多々あるべきはずであり、従つてその對象は、政治の問題であり、經濟の問題であり、あるいは文化の問題であらうと思ひますが、その點の關係はどういふふうに解釋されるか、御意見を承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 それはごもつともであります。法務總裁というものと、國務大臣というものを一身に兼ねているのでありますから、區別して考えることが、すでに無理であります。しかし觀念的には區別して考えられる。國務大臣としては、仰せられるごとく、もろ／＼の政策を考えるのであります。でありますから、法律問題だけと申しまして、背後にある政策もやはり兼ねて考えて意見を述べるのであります。法務總裁としては、その政策的な面は第二といたしまして、法律技術的な面に對する意見を述べているのである、こういうふうにして解されることになると思ひます。實際はその人が國務大臣を兼ねておられますから、政策を説きつつ法律問題に及ぶといふこともあり得るし、そういう方がむしろ多いかもしれません。ただ觀念的に區別をするだけである、そういう意味であります。

○佐瀬委員 アメリカのアトニー・ゼネラルは、やはりアメリカにおける政治、行政組織に基いた制度、機構及びその運営といふことが考えられていると思うのであります。日本においては、やはり日本の政治組織、行政機構の上に立つて、今後この最高法務總裁の職務権限といふものが施行されていかなければならぬ、こう考えるのであります。従つて日本においては、むしろ政治問題に對する憲法上の見解とか、あるいは國際法上の見解とかいつたような、内外に對する相當重要な政治問題が、同時に法律問題として取扱われなければならないといふことが豫想されるのであります。その場合に、この規定をもつて何ら支障なく運行ができるかどうか、それに對するお見返しを承りたい。

○鈴木國務大臣 私の考えでは、差支えなく運行できると信ずるのであります。國務大臣でありますれば、無制限に政策につき、國務につき、すべての點に意見を述べることができ、そして法務總裁としては、第一條第二項のような限定を受けましても、それによつて少しも實際重要な政策について法律とにらみ合わせながら議論を進めることができないといふような立場に立つことはないと信ずるのであります。一向差支えないと思ひます。

○佐瀬委員 これは司法大臣にお伺いするのは妥當ではないかも知れませんが、一體私ども現在の國政をながめた場合に、日本の内閣組織について、重要な缺陷があるのではないかといふことを、非常によく考へさせられているのであります。特に内閣の中に經濟安定本部がおかれ、この安定本部の問題が、

きわめて朝野の注視の的になつてゐることは、御承知の通りであります。さうして今度は最高法務廳をこの内閣の中におくことによつて、日本のキャビネの組織、機構の上に問題を附け加えるような結果にならないかといふことは、私どもは老練心でありますけれども、さういふ危惧を抱くのであります。さういふ點について、何ら支障ないといふお考えでかような立案がされてゐると思ふのであります。その點に對する不安を一番する意味において、内閣全體の責任ある御回答を煩わしたい、こう考える次第であります。

○鈴木國務大臣 佐瀬委員の御質問もつともでありまして、この官廳の特殊性に鑑みまして、閣議においても相當議論が出たのであります。あるいは無條件に外國の制度をまねたものではないかといふような御非難もあつたのであります。しかしそれはやはり誤解でありまして、これが總理大臣と各省大臣と違つた特別の性格をもつて、その中間にあつて何か指揮命令でもする權限をもつような印象を與えて、憲法の豫想せざる官職ではないかといふような誤解もあつたのであります。私どもの立案した趣旨は、決して憲法の豫想せざるような官職をつくるのではない。どこまでも國務大臣としては閣員の一人で、ただ法律問題についてだけは、統一に、今までもあまりに分裂しすぎておりましたから、統一的にこれを一本に歸着させる、こういう意味で、最高顧問として設置するといふことになつたのであります。従つて御心配のようなことは起らないといふふうに確信して提案いたしました次第であります。

○中村(俊)委員 一點お尋ねいたしますが、この法案の第十條の人身保護の事務の中で、第三項に「人身保護に關する事項」といふのがありますが、政府は外國にあるような人身保護法といふようなものを、新しく提出される意圖があるのか、それとも刑事訴訟法の改正が近々出るものであります。その改正の中で十分この趣旨が徹底できると、お考へになつておられるのか、それだけお伺ひしたいのであります。

○鈴木國務大臣 實はイギリスにおけるリット・オブ・ヘビナス・コーパスのような、人身保護をどういふふうにして規定するかを規定する法律を、刑事訴訟法とともに國會の御審議を願ひつてもあります。そのときに明らかになると存じます。

○榎原(千)委員 一點お伺ひしたいと思ひます。附則の第十五條第二項の問題であります。「最高法務總裁は、昭和二十三年三月三十一日までは、從來司法大臣の管理に屬した少年の保護に關する事務を引き續き管理し、罪を犯す虞のある少年に關する事務は、少年裁判所によつて保護處分を受けた少年に關するものを除いては、同年四月一日から、これを厚生大臣の管理に移すものとする。」この中で「少年裁判所によつて保護處分を受けた少年」といふことは、少年法第四條にありますが、罪を犯すおそれのあるといふことを含んでおるようで、ただいま佐藤政府委員からのお答へにも、著しく罪を犯すおそれのある少年といふふうな御説明でございまして、少年裁判所によつて保護處分に付された少年、私は先ほどの政府委員の御説明を正確に聴取

できませんでしたが、これは犯罪を犯した少年ばかりの意味でございまいしょうか。

○鈴木國務大臣 そういふことになりました。

○榊原(千)委員 それでは少年法が改正されたわけでございまいしょうか。

○鈴木國務大臣 これは速記をやめてください。

○松永委員長 ちよつと速記を止めて……。

〔速記中止〕

○松永委員長 速記を始めてください。

○榊原(千)委員 それでは第十五條第二項の問題でございまいしょうが、「少年裁判所によつて保護處分を受けた少年」と申しますのは、少年法にも明瞭にありますように、罪を犯すおそれのある少年をも含まれておりますけれども、そういったしますと、その罪を犯す程度が、どのくらいか非常にあいまいでありまして、厚生省の児童福祉保護法が対象とするところの少年は、また罪を犯すおそれのある少年であります。その程度を明確にさせていただきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。

第十五條の第二項は、経過的な規定ではあります。少くとも少年裁判所によつて強制的な保護處分を必要とする判決を受けた少年だけを、法務廳では引受ける、こゝういふ意味であります。さう御了承願ひたいと思ひます。

○榊原(千)委員 そういたしますと、第三項の「罪を犯した少年及び少年裁判所によつて保護處分を受けた」といふところが、何ですか同じことを繰返して

ておりまして、かえつて明確を缺くやうな氣がいたしますけれども、いかがですか。

○鈴木國務大臣 靜かにお讀みくださるとわかるのでありますが、こゝういふふうになるのであります。罪を犯すおそれのある少年に關する事務は、四月一日からこれを厚生大臣の管理に移す。但し少年裁判所によつて保護處分を受けた少年は、この限りでない。こゝう書けばはつきりわかるのであります。そこを省略して「罪を犯す虞のある少年に關する事務は、少年裁判所によつて保護處分を受けた少年に關するものを除いては、」とやりましたために、非常に混同を生ずるかと思ひますが、よく讀むと、結局これは間違ひではないのであります。

○榊原(千)委員 そういたしますと、少年裁判所によつて保護處分を受けたというところは、つまり輕罪に値するやうな犯罪少年であると理解してよろしうございまいしょうか。

○鈴木國務大臣 もちろんさうであります。罪を犯したものでなければ、少年裁判所にほとんどくることがないと思ひてよろしうございまいしょうか。

○榊原委員 第十條の一番後の第三號は成人に對する司法保護事業に關する事項であります。これに關連して第十五條を見ると、「罪を犯す虞のある少年に關する事務」といふのがありますが、この中には罪を犯すおそれのあるものに關する事務が入つておると解釋してよろしうございまいしょうか。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。今の除いた部分の少年だけはこゝに残るわけでありまして、つまり少年裁判所において保護處分に付せられた少年の

司法保護事業に關する事項というので、すから、結局同じことになるわけでありまして。

○榊原委員 罪を犯すおそれのある少年も第三號の中にはいるというのですか。さういふ少年もはいるのですね。——そこで私の聴くのは、しからば成人矯正局というところの第三號に「成人に對する司法保護事業に關する事項」と書いてあるから、この中から罪を犯すおそれのある成年というのか、これに關する事項も入れてよいのではな

いかというのであります。

○鈴木國務大臣 それは過ぎたものであつて、少年だから罪を犯すおそれのあるものを保護するので、おとなは、あいつはやりやうだからといつて、理由もなく保護するわけにいきませんから、これは結局現實に罰を犯したら縛られる、起訴猶豫になるかもしれないが、監獄を出てきたら保護處分をする、普通の市民は成年でも、それはやりやうだからひとつ保護するといふわけにはいかない。これは問題はないと思ひます。

○榊原委員 それで今の起訴猶豫になつたときには、少年と同じように保護することができまうかというのです。

○鈴木國務大臣 それは「成人に對する保護事業に關する事項」ということでありますから、それでやれます。

○榊原委員 しからばやる何か機關がございまいしょうか。

○鈴木國務大臣 機關は今のところ普通のいふ司法保護事業がありまして、ああいうふうなものに委託するほ

かはないと思ひます。

○榊原委員 それをさつきから聴いておるのです。

○松永委員長 速記をやめてください。

〔速記中止〕

○松永委員長 明日は午後一時より開會いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後五時五分散會